

総社市告示第18号

総社市病児・病後児保育事業実施要綱（平成22年総社市告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(対象児童) 第3条 病児・病後児保育事業の対象となる児童は、当該年度の4月1日現在において<u>満12歳</u>以下の児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) 略</p>	<p>(対象児童) 第3条 病児・病後児保育事業の対象となる児童は、当該年度の4月1日現在において<u>満9歳</u>以下の児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) 略</p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。